

令和7年第9回玉名市農業委員会総会議事録

令和7年8月5日（火）午後2時 玉名市民会館 第2会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 下川 安	2番 高田 優子	3番 村上 孝夫	4番 梅田 政次郎
5番 坂本 正敏	6番 小山 包昭	7番 東 英治	8番 本田 多美子
9番 上田 龍介	10番 西依 雅孝	11番 村上 孝	12番 植田 勝登
13番 高本 昌揮	14番 宮永 義一	15番 上土井 幸治	16番 古田 知明
17番 池田 秀昭	18番 後藤 雄一	19番 坂門 聰一	

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

0名

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1 水本 信之	推2 岡田 正治	推3 佐藤 浩光	推4 竹下 祐一
推5 小山 高廣	推6 繩田 伊知郎	推8 荒木 雄二	推9 平野 雅久
推10 德山 幸博	推11 柴尾 覚	推12 森尾 由成	推13 美崎 肇
推14 島村 和久	推15 大家 保	推16 今上 隆	推17 坂口 春義
推18 中村 輝美			

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推7 関 幸次郎 推19 丸山 和則

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 西山 美和	次長 棚木 章文	係長 稲生 優一	主任 村上 寛子
主事 山口 遙大	会計年度任用職員 瀧石 修	会計年度任用職員 堀 春美	

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議題

第44号 農地法第3条の規定による許可申請について

第45号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について（4条許可後）

第46号 農地法第4条の規定による許可申請について

第47号 農地法第5条の規定による許可申請について

第48号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について

第49号 農用地利用集積等促進計画（配分）の意見決定について

第50号 農地中間管理機構による農用地の買入協議について

報告

第19号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）

第20号 許可不要転用届について

第21号 許可書返納届について

1. 開 会

○事務局長（西山美和君） それでは、定刻を過ぎましたので始めます。本日は、農業委員総数19名のうち17名の御出席で、後藤委員からは欠席の届出があつております。

また、最適化推進委員は、総数19名のうち17名の御出席で、関委員、丸山委員から欠席の届出があつております。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまより、令和7年第9回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

—————○—————

2. 会長挨拶

○事務局長（西山美和君） まず下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） 皆様、こんにちは。農業委員会総会にお忙しい中、本当に暑い中にお集まりいただきましてありがとうございます。本当に毎日暑い日が続いています。このあいだ上益城で41.2℃、きょうもなんか41.2℃が桐生市かな、ということで国内最高気温がでているということで、本当に危険な暑さですかね、そういう日が本当に続いています。農作業される方は本当に気をつけていただきますようよろしくお願ひします。きのうの雨は、少し降ったかなという程度の雨が降りました。今週もまだ雨マークが何日かついているみたいなので、少しいいのかなあというふうには思っております。

それと米の話になると、皆さんいろんな中でいろんな情報を得られていると思います。このあいだなんか、A卸売業者が30,240円で買い取るというような話がありました。このあいだ熊本市で熊本県地域営農法人協議会というのが、法人の集まりの協議会がありましてですね、私もそれに法人関係で出席をしまして、その中で米の話があって、協議会の会長、宮本会長のほうから、長崎県と鹿児島県のJ Aさんはですね、県内で米を全部消費するようにしたいので、それぞれ全量買い取りたいというようなことでした。熊本県はなかなか消費量より生産量が多かもんだけんが、それはなかなか難しいので、ちょっとそのへんはうまくいかないという話があって、いろんな関係があって、経済連の丁会長が飲み会のときにですね、前に挨拶をされて、その時このような話がでて、今年は25,000円から30,000円の間で買い取ったて、そぎやん話をされたそうです。まあそういう話があったのでおつなぎしておきます。

それからもう一つは、お手元に資料がありますように、8月の29日に農地最適化推進委員の大会というのが県立劇場であるんですけども、皆さん御参加をよろし

くお願ひしたいと思います。それが終わってですね、8月29日、向こうは4時に終わってこちらは5時に着くので、6時ぐらいから懇親会をやろうかなと計画をしています。事務局の人たちも代わっていますので、ちょっと皆で懇親会をしてみようかなと。市長のスケジュールもその日はおさえてありますので、市長も出席されますので、よかつたら御参加をいただきたいと、これは大方の提案です。よろしくお願ひします。

それから、もう一つは、農地パトロールが今月からということで、8月の総会にはお越しいただきたいというようなことですので、これについてまた事務局のほうから説明があると思いますけれど、暑い中ですので途中で気をつけて農地調査はよろしくお願ひしたいと思います。

そういうことで会議を始めたいと思います。よろしくお願ひいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは、早速議事に入りたいと思います。本日は議第44号から議第50までの68件の議案の審議です。報告第19号から21号まで12件の報告があります。皆様方の慎重なる御審議をどうぞよろしくお願ひいたします。

本日の議事録署名者は、委員番号11番の村上孝委員、それから14番の宮永義一委員にお願いいたします。

なお、委員各位並びに事務局におかれましては、個人情報等の発言に十分御注意をよろしくお願ひます。発言の際は、委員番号及び氏名を述べた上で発言をされますようよろしくお願ひします。併せて、採決の際には、議決権のある農業委員のみで挙手をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（下川 安君） それでは、はじめに議第44号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は10件です。

それでは事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（西山美和君） 議案1ページをお願いいたします。

議第44号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和7年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、大倉と中の申請人で、大倉の畠907m²を労力不足と食育教育実習に利用するため売買するものです。

2番、宇城市と滑石の申請人で、滑石の養鰻池、現況田953m²を労力不足と相

手方の要望のため売買するものです。

3番、伊倉南方の申請人で、伊倉北方の畠414m²外1筆、計1,023m²を労力不足と相手方の要望のため贈与するものです。

4番、北九州市小倉南区と下の申請人で、川部田の畠240m²外1筆、計563m²を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

5番、津留の申請人で、津留の畠400m²外1筆、計1,049m²を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

6番、岱明町の申請人で、岱明町の田996m²を相手方の要望と経営拡張のため売買するものです。

7番、鹿児島県日置市と岱明町の申請人で、岱明町の田1,510m²外1筆、計1,631m²を労力不足と相手方の要望のため贈与するものです。

8番、岩崎と横島町の申請人で、横島町の畠336m²を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

9番、天水町の申請人で、天水町の田913m²を相手方の要望と経営拡張のため売買するものです。

10番、天水町の申請人で、天水町の畠716m²外33筆、計28,190m²を子へ贈与するものです。

以上10件、合計36,561m²につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題ないことから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

また7月31日、8月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号の1番から順に委員の説明をお願いいたします。連続して説明される場合は続けてお願いいいたします。

それでは1番をお願いします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について御説明します。

申請地は大倉の私立幼稚園の駐車場の隣接地で、転用目的は食育教育実習畠として利用することを計画して、転用面積は907m²、法人所有の大型農機具はありませんが、必要が生じた場合には御協力いただける保護者や地域の方々にお手伝いいただきながら作業を行っていくそうです。作付け野菜はトマト、ナス、タマネギ、サツマイモ、キュウリ、ピーマンだそうです。

現地調査した結果、問題なしと判断します。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番をお願いいたします。

○4番（梅田政次郎君） 農業委員4番、梅田です。2番の案件について御説明します。

譲受人は今回の譲渡人の農地を長年米を耕作されており、相手方の要望ということで今回の売買に至ります。

現地調査した結果、何ら問題ありません。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続けて3番をお願いいたします。

○推5番（小山高廣君） 推進委員5番、小山です。3番の案件につきまして御説明いたします。

申請地は、特別養護老人ホームから約北に200mの場所にあります。譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望、譲受人はそこで野菜を作るそうです。農機具は耕運機と草刈り機を持っているそうです。

現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、4番、5番は同じ委員さんです。続けてよろしくお願ひいたします。

○推8番（荒木雄二君） 推進委員番号8番、荒木です。4番の案件について説明します。

申請地は廃棄物リサイクル会社近くにある農地240m²と323m²の畝2筆です。譲渡人、労力不足、健康（不良）のため耕作不能、譲受人、経営拡張、作付け作物として野菜を予定されています。農作業に必要な農機具も所有され、農業歴44年やられています。

続きまして、5番の案件について説明します。

申請地は木葉川にある地区の橋から南の山側に上っている玉名広域農道近くにある農地400m²と649m²の畝2筆です。譲渡人、労力不足、譲受人、相手方の要望、作付け作物として野菜、ダイコン、ニンジン、白菜等を予定されています。農作業に必要な農機具も所有され、農作業経験50年の父親と一緒に従事されることとなっています。

以上、4番の案件、5番の案件、7月1日現地調査した結果、特に問題ないと思います。審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、6番をお願いいたします。

○推10番（徳山幸博君） 推進委員10番、徳山です。6番の案件について説明しま

す。

申請地は7月の総会で承認していただきました案件の岱明町同地区の譲受人と今回の案件の譲受人は同一人物です。譲渡人は相手方の要望、譲受人は経営拡張による売買です。面積は1筆で 996 m^2 です。米を作る予定でしたが、ポンプの故障のため修理完了まで麦を作るそうです。農機具等も所有しており、何ら問題ないと思われます。御審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして7番をお願いいたします。

○12番（植田勝登君） 農業委員12番の植田です。7番の案件について説明いたします。

場所はですね、岱明町大野下の地区なんですが、こここの田が2筆ありますと、1筆が $1,510\text{ m}^2$ 、それから小さいほうが 121 m^2 で $1,631\text{ m}^2$ です。相手方は今、鹿児島におられるんですけど、労力不足というようなことで、相手方の要望によって今度の譲受人というのはこれを引き受けたような格好になっております。

現地調査をしましてですね、ちょっと気付いたんですけど、畑まで行く道がなかったんですけど、農業委員会に問い合わせていただいてですね、隣接地の使用許可というのをいただきましたので、別に問題はないと思います。御審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、8番をお願いします。

○推16番（今上 隆君） 推進委員16番、今上と申します。8番の案件について説明します。

場所は公立幼稚園の裏側になるんですけども、1枚ものの畑があって、その一部を譲り受けるという形で、農機具も所持しておられて、本人が、ここだったら近所の親戚の方が作業を手伝ってくれるということで、現地調査の結果、問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、9番をお願いいたします。

○19番（坂門聰一君） 農業委員19番、坂門です。9番の案件について説明いたします。

譲渡人は相手方の要望、譲受人は経営拡張で、 913 m^2 の1筆の水田を譲受人が水田として利用する予定です。現地は玉名市役所支所から北東側に 300 m ほどの場所でありますと、譲受人の居宅からすぐ近い場所であります。また譲受人は農業経営も長年やっており、機械器具等全てそろっておりますので、そのまま耕作に入

れると考えております。

現地調査の結果、何ら問題ないと判断いたしましたので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、10番をお願いいたします。

○推18番（中村輝美君） 推進委員18番、中村です。10番の案件について説明します。

譲渡人と譲受人は親子関係で、息子さんは50年近く農業をやっておられます。生前贈与ですね。特に問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

3条の申請について、1番から10番について委員の説明が終わりましたけれども、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

○19番（坂戸聰一君） 2番の案件の地目のところがですね、水田をやっていくとなっていますが、地目の台帳上養鰻池となっていますけど、現在は田んぼだけといつたいどういう状態になっているんですか。

○事務局次長（棚木章文君） 農業委員会事務局、棚木と申します。私のほうから説明させていただきます。

登記地目が養鰻池ということで、養鰻といいますのは鰻を育てるという意味だそうで、現在の現況地目は田ですが、以前は鰻の養殖をされていたと思われますので、登記地目のほうが池のまま残っている状況だと考えられます。以上です。

○議長（下川 安君） よろしいですか。（「昔の話なんですか」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんでしょうか。

はい、東委員。

○7番（東 英治君） 農業委員7番、東です。ちょっと4番の案件についてお伺いします。畠ということになっておりますが、面積のわりには金額がやたら高いのじゃないかと思うんですけど、そのところはどうなんでしょうか。畠の値段じゃないような気がします。

○事務局次長（棚木章文君） 農業委員会事務局、棚木と申します。私のほうからお答えさせていただきます。

一応お互いの決め事ですので、私たちもそこらへんはちょっとわからないというか、お答えしにくいところなんですけども。

○7番（東 英治君） 事務局はそれでも問題はないと、上限のようなものはないわけですか。

○事務局次長（棚木章文君） お互いの決め事ですので上限はないかと思いますけども。

○議長（下川 安君） よろしいでしょうか。譲受人さんと譲渡人さんのそれぞれの、それが・・・。（「これに作付け何ば作らすとかな」と呼ぶ者あり）作付けは何だった。

○事務局次長（棚木章文君） 一応作付けの予定といたしましては、野菜のほうを作られるということでお伺いしております。（「このもとば取り戻すのに何年かかってだろか」と呼ぶ者あり）

○議長（下川 安君） ほかに皆さんのはうから御意見ありましたら。

（なしの声）

○議長（下川 安君） ないようでしたら、それぞれ皆さんの御意見もありますけれども、そういうことを勘案しながら採決に移らせていただきたいと思います。

議第44号農地法第3条の規定による許可申請10件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をよろしくお願ひいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第44号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第45号農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。件数は1件です。

事務局より説明をお願いします。

○事務局長（西山美和君） 議案5ページをお願いいたします。

議第45号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第4条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。令和7年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が山田の畠1,670m²で、備考欄の理由により、宅地分譲5区画から宅地分譲6区画に転用目的を変更するものです。

以上1件、1,670m²を御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番につきまして委員の説明をよろしくお願ひいたします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。1番の案件について説明します。

転用面積は1,670m²です。転用目的は宅地分譲5区画から宅地分譲6区画に変わります。意見として、資材価格の高騰及び盛土造成工事費の大幅な増加に伴い事業計画を見直し、1区画当たりの販売価格を抑えるため、宅地分譲5区画を6区画に変更することでした。

現地調査した結果、何ら問題ありません。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

ただいま委員の説明が終わりましたけれども、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決のほうに移りたいと思います。

議第45号事業計画変更承認申請1件につきまして、原案どおり承認することに異議のない方は、挙手のほうをよろしくお願ひいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

採決の結果、異議なしと認め、議第45号につきましては、承認することに決定いたしました。

次に、議第46号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は4件です。

なお、受付番号1番から4番については始末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（西山美和君） 議案6ページをお願いいたします。

議第46号農地法第4条の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和7年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が大浜町の田、現況宅地256m²で、転用目的は宅地拡張、個人住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、既存施設の拡張、拡張面積が既存施設面積の2分の1を超えないものであり、例外的に許可は可能となっております。

2番、申請物件が横島町の田、現況雑種地518m²のうち310m²で、転用目的は農業用施設です。農地区分は、農振農用地区内にある農地で、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において、指定された用途に供することから許可は可能と判断しております。

3番、申請物件が横島町の田、現況雑種地392m²で、転用目的は農業用施設です。農地区分は、農振農用地区内にある農地で、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において、指定された用途に供することから許可は可能と判断しております。

4番、申請物件が天水町の田、現況雑種地579m²のうち271m²外1筆、計335m²で、転用目的は農業施設です。農地区分は、農振農用地区内にある農地で、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において、指定された用途に供することから許可は可能と判断しております。

以上4件、合計1,293m²につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また7月31日、8月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番につきまして始末書が出ております。事務局担当者が読み上げます。

○主事（山口遙大君） — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） 始末書が読み上げられましたので、1番につきまして委員の説明をよろしくお願ひいたします。

○推3番（佐藤浩光君） 推進委員3番の佐藤です。1番の案件について説明します。

申請地は簡易郵便局より北に200mの場所です。転用面積は田256m²、転用目的は住宅拡張、個人住宅です。先ほど始末書の説明があったとおり、申請地には昔から自己用の宅地、農業用の倉庫地として利用されていました。給排水計画は、給水方法は西側の農業道路埋設の上水道から引き込みを行う。排水方法については、新設建物の雨水は勾配により水路へ導入する。汚水は合併浄化槽により処理後、水路へ放流とのことです。7月31日に現地確認した結果、何ら問題はないと思います。また、既存設備の拡張で許可可能と思います。

御審議のほうをよろしくお願ひします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、受付番号2番にも始末書が出ています。事務局担当者が読み上げます。

○主事（山口遙大君） — 2番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） 2番の始末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしくお願ひいたします。

○16番（古田知明君） 農業委員16番、古田です。2番の案件について説明します。

申請地は横島町の国道501号線にあるドラッグストアより200mほど東に行ったところです。転用目的は農業施設、既に完成しています。面積は518m²のうち310m²です。用途は暖房機用燃料貯蔵施設、農作業スペース、通路及び回転スペース、給排水計画はありません。雨水の処理については整地のうえ自然浸透、生

活雑排水、汚水は生じません。勾配排除計画については、既に完成しているので近傍農地に被害がでた場合、申請人の責任において適切に処理します。

続きまして、3番の案件について説明します。

申請地は2番の案件の隣接地です。転用面積は392m²、転用目的は農業施設、既に完成しています。用途は農業格納庫、農業生産機材、通路及び回転スペースです。給排水計画は給水はありません。雨水の処理方法は、農機具格納庫雨水については、東側に傾けて東側水路に排出します。敷地雨水については、砂、砂利敷きとして自然浸透により地下水の涵養を図るとともに、余剰雨水については北側に緩やかに傾斜を設けて、北側水路の既存側溝に排出します。生活排水の処理方法は特に生じません。雨水についても生じません。防排対策、造成中の被害防除方策、造成は行わず整地程度にとどまるため特に対策を生じませんが、必要に応じて適切に処理します。近傍農地に対する被害防除方策は、特に影響ないものと考え特段の策は講じませんが、被害が生じた場合は申請人の責任において適切に処理します。

以上、現地調査をした結果、何ら問題ないと考えます。御審議のほどお願いいいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

今、委員のほうから2番、3番について続けて御説明がありましたけど、始末書のほうが2番だけで3番の始末書がちょっとなかったので、3番のほうの始末書を今から読み上げます。

○主事（山口遙大君） — 3番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、受付番号4番についても始末書がでていますので、事務局担当者が読み上げます。

○主事（山口遙大君） — 4番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） 4番の始末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしくお願いいいたします。4番をお願いいたします。

○推17番（坂口春義君） 推進委員17番、坂口です。4番の案件につきまして説明します。

申請地は天水町の地区公園より南に30mぐらいの地域です。面積は1,742m²のうち335m²の転用で、目的は農業用施設の転用です。先ほど事務局から始末書を読み上げましたように、既に施設が建設されています。この地は本来農用地区地域内は転用できない地域ですが、目的が農業施設なので特に問題ないと思います。雨水については自然浸透、生活雑排水はありません。既に建設済みのため、土砂流出の被害防除等の支障はありません。

7月30日、事務局と現地調査を行いましたが、特に問題はないと思います。審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

4条申請4件につきまして委員の説明が終わりましたけども、皆さんのはうから御意見、御質問がありましたらよろしくお願ひしたいと思います。

はい、坂門委員。

○19番（坂門聰一君） 19番農業委員、坂門です。

この手の案件はですね、前にも出てきて、私も特に最近感じていることが多くて先月も発表したところですが、今回の件だけではないと思うんですが、ちょっと1つだけ気になったので質問いたします。

2番と3番の案件は、ほぼ同じところに農業用倉庫を造ってあるかと認識できます。けれども、もともと2番のものを、始末書の中で言われたように平成20年ぐらいから造って使っていました。これはありがちな事だと思いますが、下のはうの始末書のときに言われたのは、令和3年からと言われました。ということは、令和3年に新たに農業用の施設なりを若干造ったと理解できると思うんですが、これまでの農業委員会の中での話し合いを思い起こしてみると、私がお世話になってから令和3年、4年、5年、6年、7年、このあと8年までいくでしょうけども、途中でそういう話が出てきたときに、農業委員会からのお話をすべきですというような多分意見があったと思うんです。それで玉名市の広報紙あたりに、こういう許可を出さんといかんですよというのが何回か出ていると認識しています。

その中で、たまたま令和3年がなかったのかあったのかわかりませんが、それがあとになってからこういう事案が出てくると、我々が、本田委員がよく言われますように、「言っていますよ、ですけども知りませんでした」ていうて、こういうことが起こらないように、今後の方策を考えていただければなと思って、これを見ながら思ったので、ちょっと御意見として出させていただきました。決して邪魔したり、だめですよとかいう意味じゃなくて、時効じゃないけど、こういうことが今後も起こりかねないということになれば、毎年例えば広報紙に載せましょうとか、そういうふうにして少しずつでもこういう事案を減らしたほうがいいのかなと思って、タイムラグがあるので余計に感じて今意見させていただきました。単なる意見ではございますけれども、お聞きいただきありがとうございました。以上です。

○議長（下川 安君） はい、意見をありがとうございました。

坂門委員がおっしゃるように、そのへんのところは広報かなあ、やっぱりそのあたりもちょっとまたいろいろなことについて議論をお伺いしたいと思います。ほかに皆さんのはうからありましたら。

(なしの声)

○議長（下川 安君） なければ採決に移らせて頂いていいですかね。よろしくお願ひしたいと思います。

議第46号農地法第4条の規定による許可申請4件ですね、原案どおり許可することに異議のない方は举手をよろしくお願ひいたします。

(全員 举手)

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第46号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第47号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は3件です。

なお、受付番号2番につきましては始末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは、事務局より説明を願います。

○事務局長（西山美和君） 議案8ページをお願いいたします。

議第47号農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和7年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が繁根木の畠6.61m²で、転用目的は駐車場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が岱明町の畠、現況宅地11m²外1筆、計21m²で、転用目的は宅地拡張です。農地区分は、玉名市役所支所からおおむね300m以内の区域内にある農地で第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が岱明町の田、現況畠247m²で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落接続して設置されるものであり、例外的に許可は可能となっております。

以上3件、合計274.61m²につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また8月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番につきましては、委員の説明をよろしくお願ひいたします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について御説明します。

申請地は地元の神社の東側50mぐらいです。転用目的は駐車場、転用面積は6.61m²、譲受人は申請地の隣接地で、生け花販売店を経営しており、申請地一帯をこれまで好意で駐車場として使用させてもらっていた。今回土地の売買にあたり、申請地への通路の確保も難しいことから、農地も一緒に売買という条件での売買です。譲受人の居宅地は一部既に駐車場として使用しているため、この計画の一部として申請地も使用したいそうです。駐車場なので給排水はありません。雨水は自然浸透、現地調査した結果、問題なしと判断します。

御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

次の2番には始末書が出ておりますので、事務局担当者が読み上げます。

○主事（山口遙大君） 一 2番の案件について始末書朗読 一

○議長（下川 安君） 始末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしくお願ひいたします。2番につきましてよろしくお願ひします。

○推11番（柴尾 覚君） 推進委員11番、柴尾です。2番の案件について説明します。

場所は玉名長洲線の玉名市役所支所より東へ300m行ったところです。申請地の近くに自宅があります。その後ろにはまた小屋があります。申請地に行く道路は、入り口、ここに行く道路の幅が狭かったので、隣の畠を18年前に持ち主より譲り受けたブロック塀をしたということです。そのとき農地法を知らなかったのですが、農地法の許可が必要ということで、申請するために測量をしたところ、奥の1筆目の農地に隣の土地が入っていたということです。それから入り口の2筆目の農地にも隣の土地が入っていたということです。1筆目の農地は畠11m²、2筆目の農地が畠9m²、これら譲り受けたところを、今度登記するために転用して宅地拡張ということです。審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番につきまして委員の説明をよろしくお願ひいたします。

○11番（村上 孝君） 農業委員11番の村上です。3番の案件について説明します。

申請地は、国道208号線沿いのバス停よりJR九州の駅のほうに400mほど行ったところです。土地選定の理由は、母親が玉名の方でして、現在は富山に居住されておりますが、玉名に移住するため木造平屋建ての個人住宅を建設するものであります。計画の内容は、転用面積が247m²で、建築面積は70m²、庭が95m²、それから駐車場が82m²となっています。給排水計画は、給水は玉名市の水道を利用し、生活排水は玉名市の下水道に接続します。雨水は県道側の側溝に排水します。

被害防除計画としては、建築、造成工事中は、土砂、塵芥などが申請地以外に飛散しないよう十分注意するということです。また、完成後の被害防除方策は、隣接地や道路に被害が生じないように最善の注意をはらうが、万一被害が発生した場合は、申請者の責任において対処するそうです。

現地調査の結果、特に問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

5条申請3件につきまして委員の説明が終わりましたけども、皆さんから御意見、御質問等がありましたらよろしくお願ひいたします。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移らせていただきます。

議第47号農地法第5条の規定による許可申請3件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしくお願ひいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第47号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第48号農用地利用集積等促進計画の意見決定についてを議題といたします。件数は28件です。

それでは事務局より説明を願います。

○事務局長（西山美和君） 議案9ページをお願いいたします。

議第48号農用地利用集積等促進計画の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について、次のとおり決定する。令和7年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

10ページの総括表、11ページの総括表のうち期間借地、12ページから14ページの集計表のとおり玉名市長より意見を求められております。

今回は所有権移転が1件、3,162m²、利用権設定が27件、82,811m²、合計28件、85,973m²の集積で、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりました。皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。ありましたらお願ひします。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御質問がなければ採決に移らせていただきます。

議第48号農用地利用集積等促進計画の意見決定28件につきまして、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をよろしくお願ひいたします。

(全員 挙手)

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第48号については、原案どおり意見決定いたしました。

次に、議第49号農用地利用集積等促進計画（配分）の意見決定についてを議題といたします。件数は21件です。

それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局長（西山美和君） 議案15ページをお願いいたします。

議第49号農用地利用集積等促進計画（配分）の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について、次のとおり決定する。令和7年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

16ページから18ページの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回の配分は21件で、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたけども、皆さんから、御意見、御質問ございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（下川 安君） なければ採決に移らせていただきます。

議第49号農用地利用集積等促進計画（配分）の意見決定21件につきまして、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をよろしくお願ひいたします。

(全員 挙手)

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第49号については、原案どおり意見決定いたしました。

次に、議第50号農地中間管理機構による農用地の買入協議についてを議題とします。件数は1件です。

それでは事務局より説明をよろしくお願ひします。

○事務局長（西山美和君） 議案19ページをお願いいたします。

議第50号農地中間管理機構による農用地の買入協議について、農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による要請について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知の別紙11（令和7年4月1日付け6経営第3266号）の規定により、意見決定す

るものとする。令和7年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回地域計画の区域内の農用地の所有者から、令和7年7月24日に所有権移転のあっせんを受けたいという申し出がありました。しかし、熊本県農業会議を含めた利用関係の調整において不調に終わったため同法第22条第1項の規定により、玉名市長に対し、当該農用地の所有者に同法第22条第2項の規定による通知をするよう要請するものです。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりました。皆さんのはうから御意見、御質問ございましたらよろしくお願ひしたいと思います。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移らせていただきます。

議第50号農地中間管理機構による農用地の買入協議について、1件につきまして、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をよろしくお願ひいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第50号については、原案どおり意見決定いたしました。

—————○—————

5. 報 告

○議長（下川 安君） 次に報告に移ります。

報告第19号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、報告第20号許可不要転用届について、報告第21号許可書返納届についての事務局より併せて報告をお願いいたします。

○事務局長（西山美和君） 20ページをお願いいたします。

報告第19号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和7年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回20ページから22ページまでの9件、合計35,734m²の解約通知を受理しております。

23ページをお願いいたします。

報告第20号許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。令和7年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回1件、計113.79m²の届出を受理しております。

24ページをお願いいたします。

報告第21号許可書返納届について。下記の物件は、農業委員会許可後に許可書返納の届出があったので報告します。令和7年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回2件、計2,132m²の届出を受理しております。

以上、報告を終わります。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

これで本日予定の議案審議と報告は終わりましたので、これをもちまして、令和7年第9回農業委員会総会を閉会させていただきます。

-----○-----

閉 会 午後3時04分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和7年8月5日

玉名市農業委員会会長 下川 安

農業委員 村上 孝

農業委員 宮永 義一